

松くい虫等防除事業設計書作成の留意事項

松くい虫等防除事業の設計に当たっては、別に定める単価表に従い、下記に留意の上作成するものとする。

記

1 共通

- (1) 単価の算定は、治山林道必携と同様に、単価表は円未満を四捨五入、明細表は円未満を切捨てとしている。
- (2) 設計金額は、工種等毎に千円未満を切り捨て、消費税等を加算すること。
- (3) 労務費は二省協定単価（土木実施設計単価）を採用している。
- (4) 資材費は「鳥取県県土整備部設計単価・歩掛決定要領」に基づき決定している。
- (5) 薬剤費は、実勢価格を調査の上、決定している。
- (6) 作成された作業中表示板の所有者は、原則として発注者に属するものとし、その後の管理に留意のこと。
- (7) 諸経費率は、「森林整備事業等の諸経費の取扱いについて（通知）」（令和 2 年 2 月 7 日付第 201900285333 号森林づくり課長通知）により、下記の率とし、森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）に基づき積算するものとする。
 - ① 共通仮設費率 2.79%
 - ② 現場管理費率 28.64%
 - ③ 一般管理費等率 24.52%
- (8) 単価表は事業主体が補助金額を算出するための基礎資料とするもので、単価表に用いる歩掛は標準的な功程を示したものであり、実際の作業における工法や使用機械を規定するものではない。また、事業主体（発注者）は、現場条件等により追加での作業等が必要である場合は、根拠を明確にした上で、当該作業功程を追加等し、設計書を作成することができる。
- (9) 事業主体は、現地の状況等に応じて歩掛の割増等が必要である場合は、根拠を明確にした上で、当該歩掛を割増等することができる。
- (10) 燃料費等の資材単価は実情に合わせて最新の単価にて積算することができる。